

「教育データの利活用に係る留意事項（第2版）（案）」に対するパブリックコメント

JST・RISTEX「教育データ利活用 EdTech（エドテック）の ELSI 対応方策の確立と RRI 実践」プロジェクト（代表：加納圭）は、2024年3月18日、[文部科学省 総合教育政策局教育 DX 推進室の意見募集「教育データの利活用に関する留意事項（第2版）（案）」に関する意見募集](#)に関して、次の意見を提出しました。

提出意見：

【記載の不備や解説の不足という観点からの意見】

1)

23 頁 2 行目に「52」という注が振られていますが、それに対応するものが脚注にありません（52 が抜けています）。

2)

15 頁以下で「個人情報の利用・提供」、22 頁以下で「個人情報の取扱いの委託」について解説されていますが、個人情報の「提供」と「取扱いの委託」の異同に関する解説は不要でしょうか。

3)

56 頁以下に記載されている事例 3（学習 e ポータル）について、ツール事業者による個人情報の取扱い（それに対する教育委員会の管理）に関する記述が薄いように感じました（なお、「総論編」「手順編」にも学習 e ポータルに関する具体的な解説はありません）。たとえば、e ポータル事業者は選択情報しか取り扱わないということですが、e ポータルを他の個人情報を取り扱えないような設計にすべきであり、教育委員会はそのような設計になっていることを契約書等により確認すべきである、と理解してよろしいでしょうか。また、コンテンツ事業者は様々な個人情報を取り扱うこととなりますが、それらの個人情報を自社製品の開発や宣伝に用いることは違法であり、教育委員会は契約書においてそれらの目的外利用の禁止を明示すべきである、と理解してよろしいでしょうか。60 頁には、「委託先事業者の管理」として、「契約書に記載された内容を実施していることを確認」とありますが、e ポータル事業者やコンテンツ事業者との委託契約においてそれぞれ契約書にどのような内容を記載すべきであるのかがよくわかりません。また、同じ箇所に「委託先に対して必要かつ適切な監督を行う」とありますが、どのような行為が「必要かつ適切な監督」にあたるのか（このユースケースでは具体的にどのような監督を行ったのか）がよくわかりません。

【子どもの権利という観点からの意見】

4)

第1版と比較すると「プライバシーの保護」に関する解説が充実していますが、教育データ利活用の場面では、「子どもの」プライバシーという観点が不可欠であると思います。EUのGDPRも、子どもに対しては「特別の保護」が必要だと定めています（前文38項）。これに対して、日本の教育現場では、「大人に対して行うと違法かもしれないが、子どもに対してであれば行ってよい」というような考え、すなわち、子どものプライバシー権は大人のそれよりも保障度が低いかのような誤解が少なからずみられます。「大人に対して行ってはならない個人データ利活用は、子どもに対しても行ってはならないし、大人に対して行ってよい個人データ利活用であっても、子どもに対して行ってよいとは限らない」という旨を明記するのはいかがでしょうか。

【個人情報保護に偏りすぎという観点からの意見】

5)

第1版時のパブリックコメントでも意見させていただきましたが、「データ」の活用の観点から個人情報保護の課題だけに目を向けるに留まらず、より良い「教育」提供の観点から憲法や教育法にも目を向けると、より良い「教育」「データ」活用になると思いました。たとえば、憲法上の権利としては、プライバシー権だけでなく、教育を受ける権利（憲法26条1項）や教育の自由（憲法23条）にも留意が必要であるように思います。

以上